

中小企業経営強化税制

事業の概要

青色申告書を提出する中小企業等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき適用期間内(令和7年3月31日まで)に一定の設備を新規取得等して指定事業(建設業を含む)の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。

内 容

【利用できる方】 中小企業(資本金1億円以下)、個人事業主

【対象設備】

機械装置(160万円以上):建設機械等、ソフトウェア(70万円以上)、
器具備品・工具(30万円以上):測量機器等、建物付属設備(60万円以上)
生産等設備を構成するもので、中古資産や貸付資産ではないこと
生産性向上設備(A類型)
収益力強化設備(B類型)
デジタル化設備(C類型)
経営資源集約化設備(D類型)

【優遇内容】

個人事業主、資本金3千万円以下:即時償却又は税額控除10%
資本金3千万円超1億円以下:即時償却又は税額控除7%

【対象設備要件】

- A 生産性が旧モデル比平均1%以上向上すること
- B 投資収益率が年平均5%以上であること
- C 可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれに該当すること
- D 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係ること

問い合わせ先・参考URL

中小企業税制サポートセンター 電話:03-6281-9821 (平日9:30~12:00、13:00~17:00)
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

詳細は中小企業庁ウェブサイトをご覧ください。